

# 長久手市里山基本計画

---

長久手市里山プラン アクションプラン  
2019～2025年度

2019（平成31）年3月

長久手市

## 《策定の趣旨》

「長久手市里山基本計画」（以下、「本計画」という。）は、「長久手市里山プラン」（以下、「里山プラン」という。）里山プランをより推進していくためのアクションプラン（実行計画）として策定しており、市民・土地所有者・行政等が一体となって取り組む様々なプロジェクト等を位置づけています。これらのプロジェクト等の推進により、長久手市の里山が市民の財産として持続的に保全・活用されることを目指しています。

「里山」とは……

里山の定義については様々な説があり、定まったものではありません。本計画では、丘陵や山林だけでなく、里山と連担し一体となる農地や生活の場である里地も含めた全体を「里山」として定義しています。

（里山プランより）

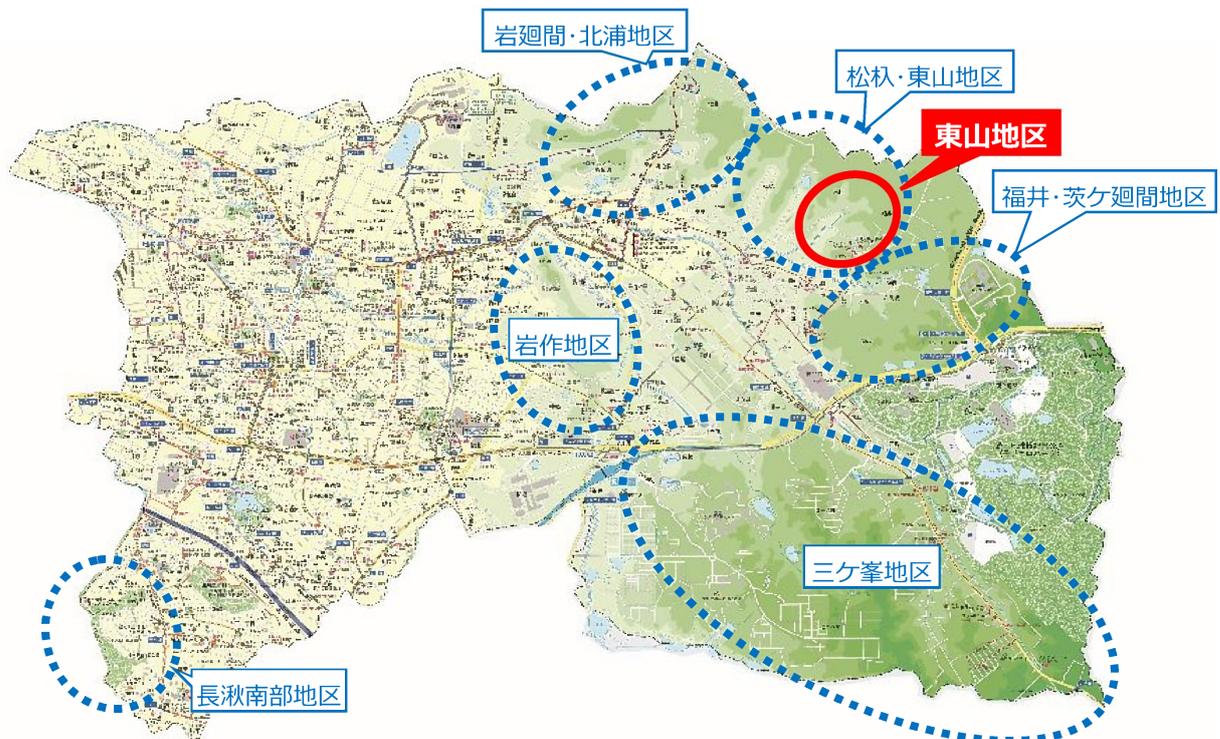
## 《計画の位置づけ》

本計画は、里山プランのアクションプラン（実行計画）に位置づけられます。また、里山プランとともに、「第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）」及び「第3次長久手市土地利用計画」を上位計画としています。

さらに、「平成こども塾マスタープラン」及び「第3次長久手環境基本計画（改訂版）」とは、里山における活動や生態系保全の面において関係の深い計画となっていることから、その内容を踏まえるとともに、その他の長久手市の諸計画とも関連性を有した内容となっています。

## 《計画対象エリア》

里山の保全やマネジメントの仕組み等に関することは、長久手市内の里山全体への適用を想定します。一方で、市民協働プロジェクトによる具体的な取組については、里山プランで位置づけられている、平成こども塾周辺「木望の森」の整備計画（試行エリア）に近い東山地区を対象としています。



## 《計画期間》

本計画は、里山プランのアクションプラン（実行計画）として位置づけられるため、里山プランの計画終了時にあわせて、2019（平成31）年度から2025年度の7年間とします。

## 《長久手市における里山の価値、基本理念、基本目標》

《里山の価値》

多様な価値を持つ、市民の共有財産

《里山保全の基本理念》 市民みんなで里山の価値を理解し、守り、育む ！

《里山の保全・活用における将来目標》 すべての市民が里山の価値を共有しながら、協働で守り、育み、次世代に継承できる、「持続可能な里山」を目指す



## 《保全・活用に向けた基本姿勢》

### 基本姿勢 1 里山を減らさない

- 里山を守るため、里山に対する市民の意識向上、土地所有者の理解・協力を得ながら、法制度等を活用した里山の保全を行います。また、開発・改変等が行われた場合にも里山としての再生を推進します。
- 不在地主等が土砂等の採取や無秩序な開発等により里山環境を阻害することがないように、行政が適切に行動します。
- 行政が土地所有者と協議して借地（農地であれば利用権設定）等を行い、土地所有者以外の者が保全・活用のための活動を行うことができる環境を整えます。

### 基本姿勢 2 適切な維持管理を行う

- 荒廃しつつある里山を適切に維持管理し、再生を図ることにより、多様な生物が生息・生育する魅力的な里山風景を維持します。
- 里山の管理に必要な道路・水路の保全、駐車場や活動拠点施設等を計画的に整備します。

### 基本姿勢 3 里山の魅力・楽しさ・大切さを体験する

- すべての市民が里山の魅力、楽しさ、大切さを、体験を通じて感じられる機会や場をつくります。

### 基本姿勢 4 里山に関わる人・組織を育てる

- 市民活動団体、土地所有者、地域の自治組織、企業や大学等、行政が連携・協力しながら、関わる人、里山の保全・活動や管理をマネジメントする人材や組織を確保・育成します。
- 土地所有者による管理が困難になっているため、土地所有者に代わって意欲のある市民活動団体が、里山を保全・活用できる（農地の利用権設定のような）制度を創設します。

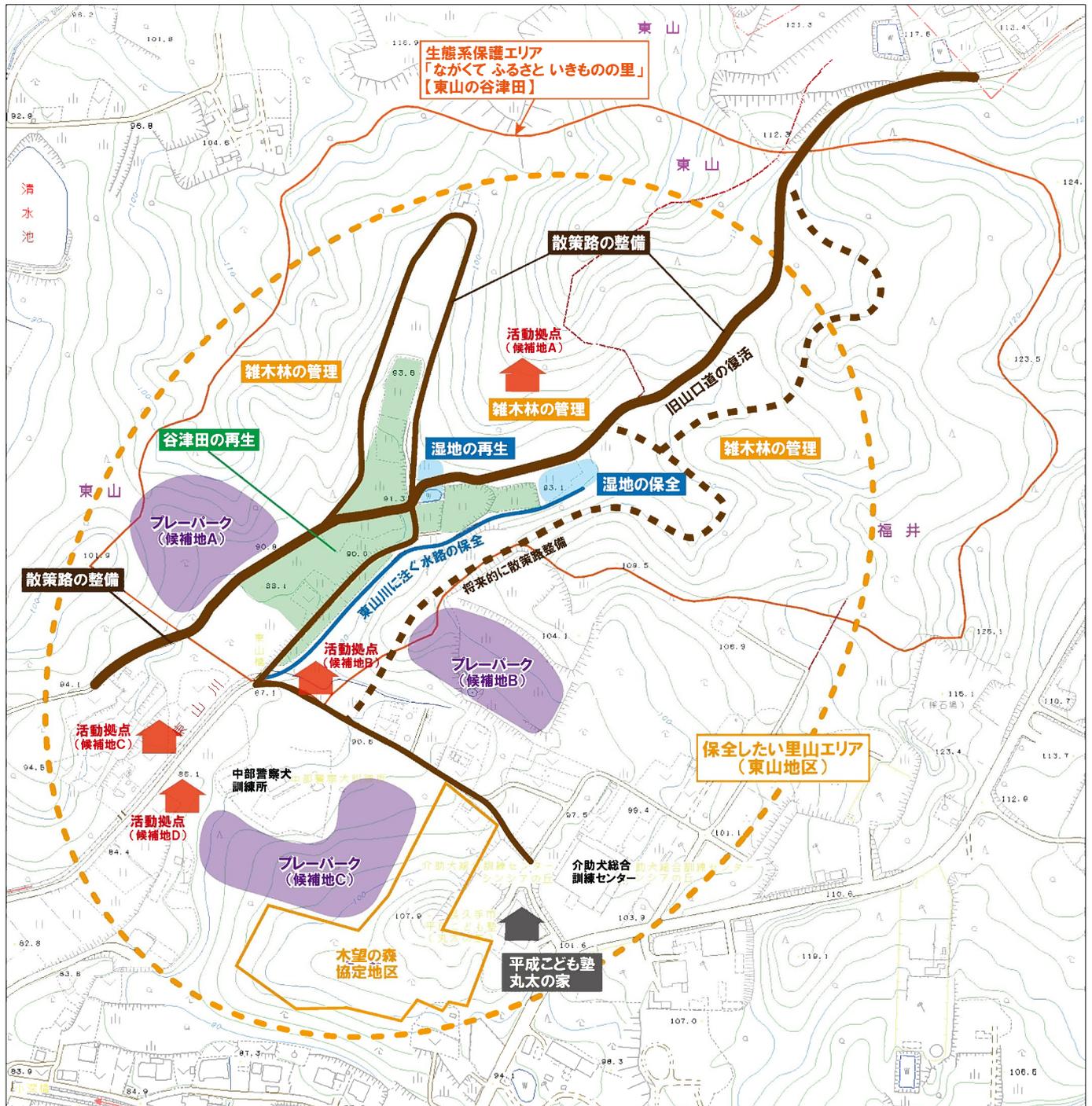
### 基本姿勢 5 里山資源を活用して活動資金を確保する

- 里山保全活動を持続的に進めていくためには、人材とあわせて資金も大切になることから、里山で生み出される資源を活用する等、多様な方法により、資金を確保します。
- 活動支援のため、資金面の支援制度を創設します。

## 《取組の体系》

取組 1	市民協働プロジェクト
取組 2	活動拠点づくり（「(仮称)ながくて里山の家」の設置）
取組 3	活動マネジメントの仕組みづくり（「(仮称)ながくて里山センター」の設立）
取組 4	里山の保全や活動場所を確保する手法の導入
取組 5	里山活動に係る資金の確保
取組 6	里山の保全や活用の活動を支援・担保する総合的な制度設計

## 《東山地区におけるゾーニングイメージ》



## 《各取組の内容イメージ》

### 取組1 市民協働プロジェクト

#### ①里山風景づくり

<b>活動目的</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●市民共有の財産である里山を後世に継承していくために、保全・再生する。</li><li>●里山林（薪炭林）、谷津田、湿地、水路、道、動植物等を総合的に保全・再生する。</li><li>●里山風景の保全・再生やその活動を通じて、里山の価値を体感し、理解を深める。</li></ul>
<b>活動内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●里山林の管理（間伐・下草刈り、放置竹林の管理等）</li><li>●湿地の保全・再生（希少種の保護、水環境の保全等）</li><li>●谷津田の再生（休耕地の田起こし、水田耕作、水路管理、獣害対策等）</li><li>●里山保全に関する学習会、活動体験会、動植物の観察会等の開催</li><li>●四季の里山風景や動植物の定点観測やSNS等による情報発信</li></ul>
<b>活動主体</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●里山に関心を持つ人が集まって作業を行う。</li><li>●当初の活動は、既に活動を行っている市民活動団体による里山林管理及び湿地の保全、長久手農楽校の受講生等を中心に谷津田の再生をそれぞれ行い、新しい人も参加できる仕組みをつくる。</li><li>●企業や大学、地域住民等の参加も呼び掛けて、活動の輪を広げる。</li><li>●森林や生物等に詳しい専門家の協力も得る。</li></ul>
<b>活動場所</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●東山地区における谷津田、湿地及びその周辺</li><li>●水環境の豊かさを活用して雑草地に湿地を再生し、ビオトープ（動植物が恒常的に生息・生育できるように造成・復元された空間）として管理することも検討</li></ul>
<b>活動手順</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>①市民活動団体による里山林の管理及び湿地の保全活動、長久手農楽校の受講生等による谷津田の再生・水田耕作活動を行う。あわせて、獣害の状況等も伝える。</li><li>②学習会、観察会、活動体験会等のイベントを開催し、市民の里山に対する関心向上及び活動への参加、土地利用者への理解向上につなげる。</li><li>③里山の四季の風景や谷津田の再生、湿地の保全活動の状況をSNS等を活用して発信する。</li><li>④参加者が多く集まった段階で、プロジェクトチームづくり、活動計画づくり等を体系的に取り組む。</li></ol>
<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●里山林の管理、谷津田の再生、湿地の保全については、長久手市内の他地区のモデルとなるように、ノウハウの蓄積や継承を行う。</li><li>●獣害対策への貢献等、地域へのメリット等も意識した活動を展開し、理解促進を図る。</li></ul>



## ②里山散策路づくり

活動目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東山地区の里山を楽しみながら自由に歩くことができるようにする。</li> <li>● 里山を訪れやすい場所とする、里山の良さを体感し理解を深める場とする。</li> <li>● 将来的には、東山地区の里山と周辺地区の里山をつなぐ役割も想定する。</li> </ul>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かつて瀬戸市の旧山口村方面に続いていた生活道「旧山口道」を復活させる散策路整備</li> <li>● 「旧山口道」を軸に、尾根伝いの散策路、谷津田沿いの散策路等の整備</li> <li>● 希少種への配慮等が必要な場所は、植生に影響がない施設を整備</li> <li>● 雑木林や谷津田等の保全・管理の作業に必要な道を確保する。</li> <li>● 散策路には手づくりの道標・案内サインの設置</li> <li>● 散策路の整備後には、散策しながら谷津田や湿地の観察会等の開催</li> </ul>
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山に関心を持つ人が集まって作業を行う。</li> <li>● 企業や大学、地域住民の参加も呼び掛けて、活動の輪を広げる。</li> <li>● 当面は、東山地区で既に活動している市民活動団体を中心に活動を進める。</li> <li>● 森林や生物等に詳しい専門家の協力も得る。</li> </ul>
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 散策路の整備は、旧山口道+尾根伝い、谷津田沿いで実施。 (行政と土地所有者の協議状況を踏まえて整備を進める。)</li> <li>● 散策路整備後の観察会は、整備後の散策路や谷津田・湿地周辺で実施。</li> </ul>
活動手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市民活動団体が中心となって、散策路整備や周辺の草刈りを実施。</li> <li>② 散策路づくり作業の体験イベントを開催し、仲間集めを行う。</li> <li>③ 散策路づくりの様子を広報・PRし、活動への参加、土地所有者の理解につなげる。</li> <li>④ 参加者が多く集まった段階で、プロジェクトチームづくり、活動計画づくり等を体系的に取り組む。</li> </ol>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 散策路づくりを“我が事”として楽しんで参加する人を増やす。 ⇒体験会や観察会等を多く開催する。</li> <li>● 希少種の調査や保護方法についての学習が必要</li> <li>● 東山地区や旧山口道の歴史的背景の学習が必要</li> </ul>



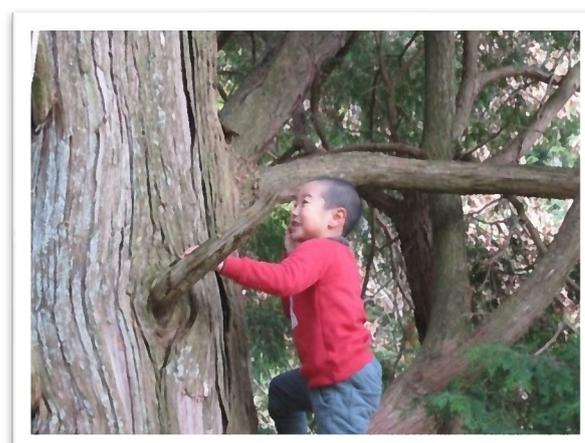
### ③里山暮らし体験

活動目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山の再生にあわせて、昭和 30 年代頃の里山と密接に関わり合った暮らしを伝承する。</li> <li>●里山と暮らしの関わりを学ぶとともに、現在の暮らしに活かせる知恵や技術を普及する。</li> <li>●里山と暮らしの関係性について意識を高め、里山保全の大切さを再認識する。</li> </ul>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和 30 年代頃の生活様式を基にして、農作業（手植え・手刈り・はざかけ等）、薪づくり（間伐、枝打ち、薪割り等）、炭焼、木や竹を活用した生活用品づくり、山の幸を使った料理、行事等について、文献や映像等に整理して、発信・普及する。</li> <li>●これらを体験できるイベントを実施する。</li> </ul>
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山暮らしに関心を持つ人が集まり、議論しながらプロジェクトチームをつくる。</li> <li>●老若男女、多様な人に参加を呼び掛ける。 （高齢者・昭和 30 年代の暮らしの先生、若者・子ども・学んで欲しい人）</li> <li>●企業や大学、地域住民に参加を呼び掛け、活動の輪を広げる。</li> </ul>
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●拠点施設（「(仮称)ながくて里山の家」）を中心に活動する。拠点の完成までは、平成こども塾丸太の家にて体験活動を行う。</li> <li>●農作業、薪づくり等は、「里山風景づくり」の活動と連携しながら、谷津田や里山林で行う。</li> </ul>
活動手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>①伝承したり体験していく昭和 30 年代頃の生活様式や活動を整理する。</li> <li>②農作業、薪づくり、ものづくり等について、体験イベント等を実施する。この中で活動の仲間を集めながら、プロジェクトチームづくりを行う。</li> <li>③農作業については、「里山風景づくり」の活動や長久手農楽校の受講生等が実施する谷津田の再生と連携して、体験会等を開催する。</li> <li>④拠点施設（「(仮称)ながくて里山の家」）が完成した段階で、里山暮らし体験イベント等の継続的な実施を行うとともに、暮らしの中で薪や木の利用を検討・提案していく。</li> </ol>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験イベントは、持続性のある活動としていく必要があることから、プロジェクトチームづくり及びリーダーの発掘が大切である。</li> <li>●里山暮らしの発掘・伝承のためには、地域の高齢者の協力は不可欠であることから、企画・運営段階からの協働体制づくりに努力する。</li> </ul>



#### ④里山プレーパーク（こどもの遊びづくり）

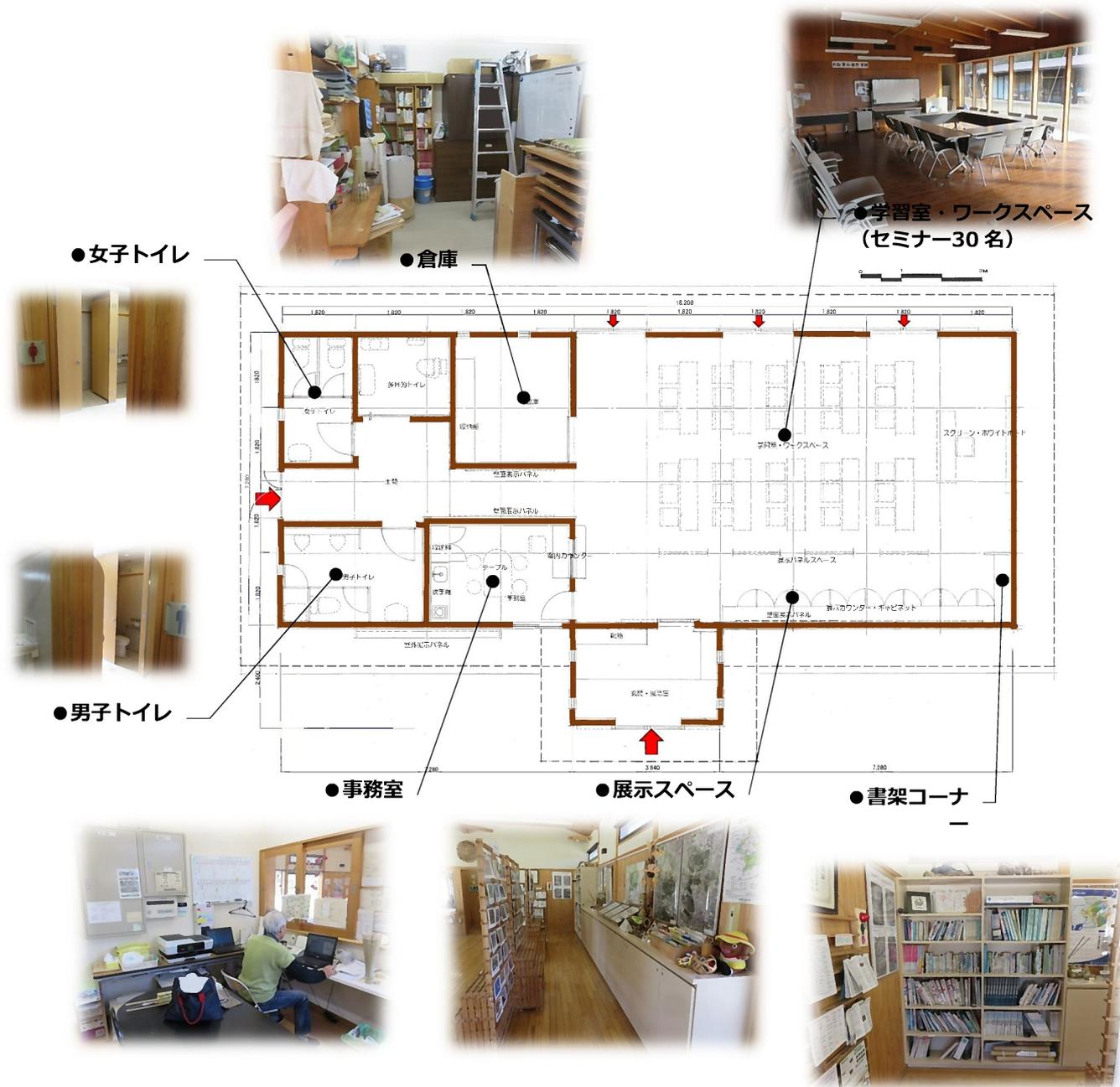
活動目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現代の子どもが体験できない「自然の中での遊び」の場を提供する。</li> <li>●「自然の中での遊び」を通じて、子どもの創造性・協調性・自主性・生きる力を育てる。</li> <li>●「里山プレーパーク」は遊びを制限するルールがなく、失敗が許され、何をしてもいい、自由に遊べる場所とする。</li> <li>●遊びの助言や見守りのためのプレーリーダーを配置するものの、子どもは自己責任で遊ぶ。</li> <li>●かつて行われていた「里山遊び」を次世代の子どもに継承していく。</li> </ul>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもが想像力を発揮して、里山で自由に遊ぶことができる「里山プレーパーク」をつくる。</li> <li>●場づくりとしては里山林の間伐、下草刈り等を行う程度とし、既成の遊具等は設置せず、遊びの道具は手作りを基本とする。</li> <li>●運営スタッフやプレーリーダーの募集、育成及び配置等を行う。</li> <li>●プレーパークを開催する曜日や時間を設定する。（休日を中心とした活動）</li> </ul>
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの保護者等を含めた市民主体のプロジェクトチームを設立する。</li> <li>●プレーリーダー等の人材として、学生にも協力を呼び掛ける。</li> <li>●PTA や子ども会等との協力関係をつくる。</li> </ul>
活動場所	<p>（里山プレーパーク対象地の主な条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●里山林（落葉広葉樹林）であり、遊びやすい立木がある。</li> <li>●子どもの遊びに適した傾斜地がある。（急斜面ではない）</li> <li>●子どもがアクセスしやすく明るい場所（奥に行き過ぎず、拠点施設から近い）</li> <li>●多様な遊びをできるように、水場やたき火が可能な場所があるとよい</li> <li>●保護すべき希少種の生息地は避ける</li> </ul>
活動手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>①里山プレーパークに関心を持つ人に参加を呼び掛けながら、先進事例等の勉強会を開催</li> <li>②里山遊び体験イベント等を開催しながら、プレーリーダーや運営スタッフとなる人材を発掘</li> <li>③里山プレーパークの理念等を整理した上で、プロジェクトチームを設立</li> <li>④活動場所を選定し、場づくりを行い、運営ルール等を設定</li> <li>⑤高齢者等の協力を得ながら、かつての里山遊びの伝承等も行うイベントを開催</li> </ol>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プレーパークは「自己責任」が原則、安全対策を講じつつ、理念の浸透が必要</li> <li>●プロジェクトチームによる運営を目指す、行政との連携は不可欠であり、役割の明確化が必要</li> <li>●遊びの場に経済格差を持ち込まないため、参加費はできる限り徴収しない。</li> <li>●大人が企画した遊具等の施設は設置しない。ロープや木材等の材料のみを準備し、子どもが自らのアイデアで創造し、もっと楽しい遊び方を工夫し考える創造性を育む場所とする。</li> <li>●プレーリーダー人材の発掘・育成が重要</li> <li>●里山の保全や希少種の保護等と性質が相入れないことが想定されるため、市民活動団体どうしで考え方を理解しあうとともに、相互の活動に影響を及ぼさない区域分けが必要</li> </ul>



## 取組2 活動拠点づくり（「(仮称)ながくて里山の家」の設置）

- 里山保全活動をする人も、里山を散策・見学に来る人も利用する施設とします。
- 前述の4つの市民協働プロジェクトを推進するにあたって必要な機能を備えます。
- 東山地区の里山のエントランス機能を担います。  
（「(仮称)ながくて里山の家」に立ち寄り、里山の現場に入っていく）
- 外観は里山に馴染むデザインとします。（木造平屋建て等、過大な建物にしない）
- 道路、電気、上下水道等の状況も配慮しながら位置を選定します。  
（市民活動団体の利便性、環境への影響、地域への影響等も考慮）
- 過大な施設にならないように十分に検討し、「平成こども塾丸太の家」と機能分担しながら、効果的に整備・活用します。

### 参考. 「(仮称)ながくて里山の家」 整備イメージ



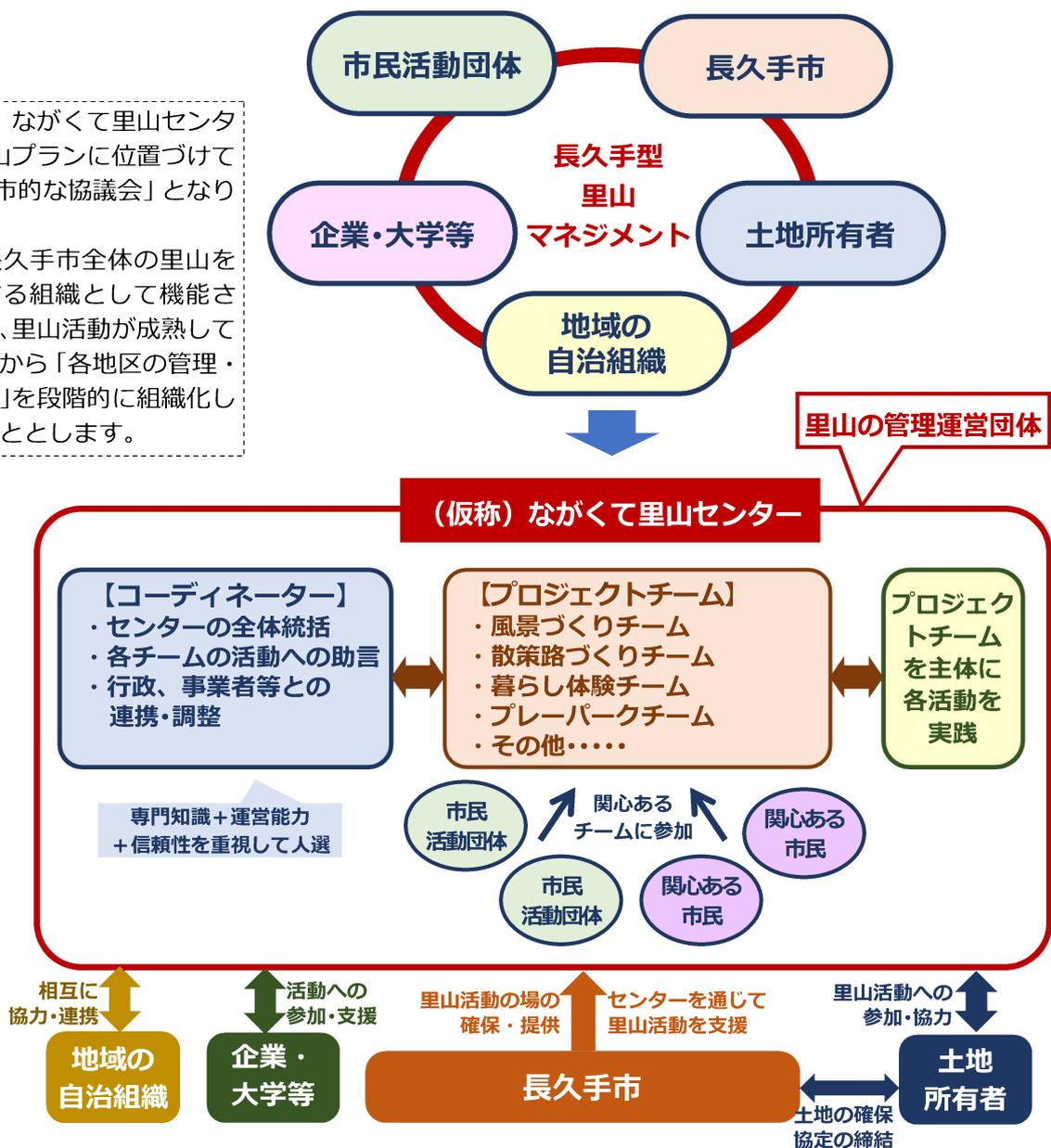
### 取組3 活動マネジメントの仕組みづくり (「(仮称)ながくて里山センター」の設立)

「市民活動団体」「土地所有者」「地域の自治組織」「企業・大学等」「長久手市」をつないで里山を保全・活用していくための仕組み（長久手型里山マネジメント）として、「(仮称)ながくて里山センター」を設立していきます。

里山に関する専門意識・組織の運営能力・関係者への信頼性を重視してコーディネーターとなる人材を発掘するとともに、市民協働プロジェクトごとに関心ある団体や市民等が参加する「プロジェクトチーム」を「(仮称)ながくて里山センター」の中につくり、そのチームを主体として活動を実践します。里山活動に対する行政の支援については、今後は「(仮称)ながくて里山センター」を通じて行います。

「(仮称)ながくて里山センター」は、当初は行政のバックアップにより設立しますが、センターによる自主事業等により活動資金を確保しながら、自立性を高めることを目指します。

- 「(仮称)ながくて里山センター」は里山プランに位置づけている「全市的な協議会」となります。
- 当初は長久手市全体の里山をカバーする組織として機能させますが、里山活動が成熟してきた地区から「各地区の管理・運営団体」を段階的に組織化していくこととします。



## 《取組4》 里山保全や活動場所を確保する手法の導入

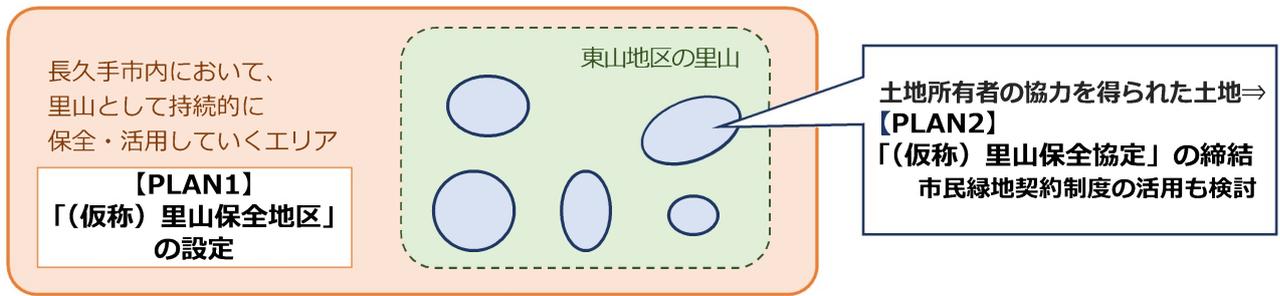
### 「(仮称) 里山保全地区」の設定、「(仮称) 里山保全協定」の締結

里山として山林の保全を図るとともに、里山の保全・活用のための活動フィールドを確保するため、次の手順での手法適用を検討します。

まずは【PLAN1】として、長久手市内において持続的に保全・活用していく里山の区域を「(仮称) 里山保全地区」として設定し、市民や土地所有者と里山保全の必要性を共有します。「(仮称) 里山保全地区」は、将来的には条例や要綱等に位置づけ、開発・改変に対する事前届出制度等の導入を検討します。

試行エリアである東山地区においては、【PLAN2】として、山林や農地の土地所有者と交渉し、土地の取得に向けた借受や利用権設定、山林や農地の管理や活用のための「(仮称) 里山保全協定」の締結を行い、市民協働による里山活動のフィールドを確保します。

土地所有者との交渉の中で、土地の買収、里山の保全、開発に対する規制等への合意が得られた土地については、将来的に、都市緑地法や都市計画法に基づく「市民緑地」、「特別緑地保全地区」の指定を検討します。「特別緑地保全地区」では、山林等の開発・改変を禁止し、現状凍結的に山林の保全を行うための強力な規制がかかり、指定には都市計画決定が必要になります。



#### 【PLAN1】「(仮称) 里山保全地区」の設定 ←持続的に保全していく長久手市内の里山エリア

- 里山プランにおける方針等に基づき、長久手市内において持続的に保全するとともに、市民と協働して活用すべき里山の区域を設定
- この区域の里山の保全について、市民や土地所有者等と共有、協力を呼び掛け
- 将来的には、条例や要綱等に位置づけ、開発・改変に対する事前届出制度等を検討

#### 【PLAN2】「(仮称) 里山保全協定」の締結（当面は東山地区）

- 東山地区の「(仮称) 里山保全地区」において、山林や農地等の土地所有者と交渉を行い、山林・耕作放棄地としての管理の受託、市民活動団体等の活動フィールドを確保するための協定を締結
- 協定が締結された土地は、「(仮称) ながくて里山センター」のもとで、市民協働プロジェクトを展開しながら、里山として保全・活用
- 必要な場合は、都市緑地法に基づく「市民緑地契約制度」の適用も検討

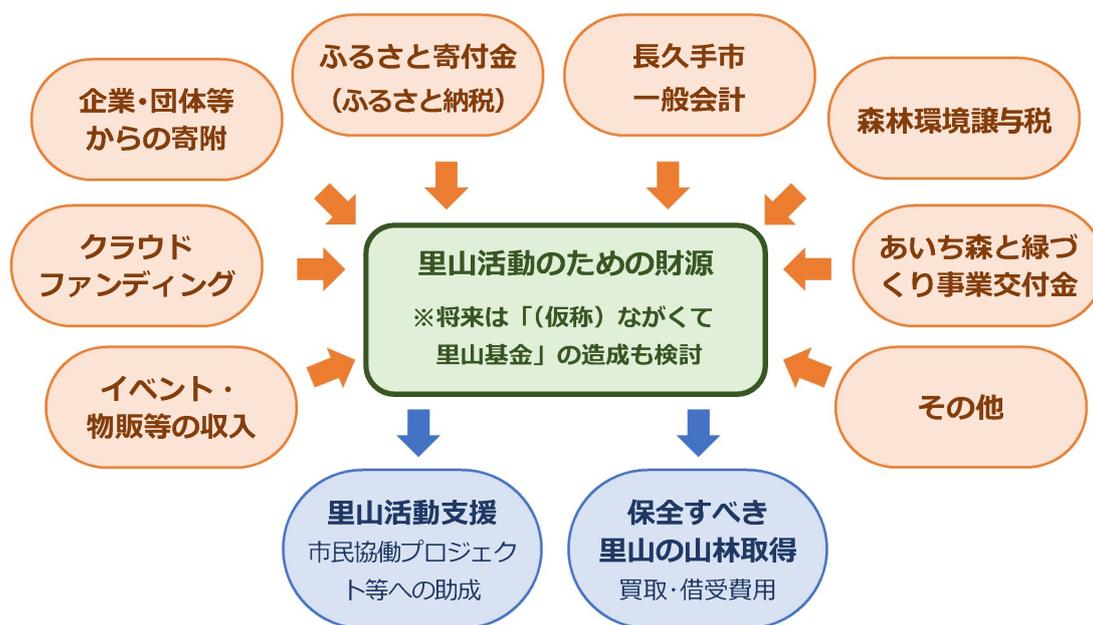
#### 「特別緑地保全地区」の指定の検討

##### （土地所有者の合意が得られた土地、長久手市が取得した土地）

- 開発等の規制に対する土地所有者の合意が得られた土地、長久手市が取得した土地について、「特別緑地保全地区」への指定を検討
- 「特別緑地保全地区」は都市緑地法及び都市計画法に基づき、都市計画決定（長久手市決定、10ha以上かつ市域を超える場合は愛知県決定）
- 「特別緑地保全地区」は、法律に基づき、現状凍結的に開発・改変が原則禁止
- 特別緑地保全地区の山林は、「(仮称) ながくて里山センター」での管理を想定

## 取組 5 里山活動に係る資金の確保

里山保全活動に係る財源については、長久手市の財政負担及び「(仮称)ながくて里山センター」の自主事業による収入が基本となりますが、より持続的・安定的に財源を確保するため、市民や企業・大学等から広く寄附を募り、「(仮称)ながくて里山基金」を造成し運用することを目指します。



## 取組 6 里山の保全や活用の活動を支援・担保する総合的な制度設計

長久手市における里山の重要性や、里山の保全・活動に関して設定する様々な仕組みについては、それぞれ個別に定めて運用するのではなく、すべてを関連させた総合的な制度として構築して定めることとします。制度設計に際しては、「長久手市みんなで作るまち条例」「長久手市みどりの条例」等、長久手市の他分野の条例や制度との整合を十分に図るものとします。

当初は要綱等により設定・運用を行うものとしますが、持続的かつ安定的に制度を運用していくためには、将来的には、里山に関する総合的な条例の制定を検討します。なお、この条例は、法委任条例ではなく、長久手市の自主条例として制定することになります。

### <総合的な制度として位置づけるべき内容>

- 長久手市における里山の価値、保全・活用の基本理念
- 里山に関する各主体の責務と役割
- 「(仮称)里山保全地区」(山林の開発・改変に対する事前届出制度等)
- 行政と土地所有者の「(仮称)里山保全協定」
- 里山保全における法制度の活用(特別緑地保全地区、市民緑地契約制度等)
- 「(仮称)ながくて里山センター」「(仮称)ながくて里山の家」(センターの役割等)
- 里山活動に対する行政支援(支援方法と条件等)
- 里山活動のための資金の確保、「(仮称)ながくて里山基金」の造成

## 《資料 里山基本計画の策定の経過》

### 1. 長久手市みどりの推進会議（第1回は里山基本計画に関する審議なし）

回	日時	会場	内容
第10期 第2回	平成30年12月3日 (月) 15時～	長久手市役所 北庁舎	○里山基本計画の骨子と方向性
現地 見学会	平成31年2月20日 (水) 13時30分～	東山地区	○東山地区の里山（木望の森、谷津田、湿地等）を視察
第10期 第3回	平成31年3月6日 (水) 15時～	長久手市役所 エコハウス	○里山基本計画（案）

### 2. 里山ワークショップ

回	日時	参加者数	内容
第1回	平成30年9月20日 (木) 19時～	35人	○里山の味覚（栗おこわと味噌汁）を味わいながら、参加者の里山に対する想いを語る
現地 見学会	平成30年10月16日 (火) 10時～	21人	○東山地区の里山（木望の森、谷津田、湿地等）を散策して視察
第2回	平成30年10月25日 (木) 19時～	34人	○4テーマに分かれて活動アイデアを検討 ①里山暮らし・思い出づくり体験 ②遊びや緑とのふれあい ③里山風景づくり ④農福連携
里山 講演会	平成30年11月8日 (木) 19時～	36人	○里山アドバイザーの眞弓浩二氏「里山の保全・活用のための活動を考える」
第3回	平成30年11月22日 (木) 19時～	24人	○焼き芋を味わいながら、4つの市民協働プロジェクトを具体化させて、活動場所を検討 ①里山散策路づくり ②里山暮らしを伝える体験の場づくり ③里山プレーパークづくり ④里山風景づくり（谷津田の再生、湿地の保全）
第4回	平成30年12月20日 (木) 19時～	30人	○4つの市民協働プロジェクトを実現させるための方法を、「場所」、「資金」、「人材」、「ノウハウ」の4つの視点から検討
第5回	平成31年1月24日 (木) 19時～	25人	○とりまとめ ○今後はじめに取り組むこと
延べ 参加人数		205人	

※会場は各回ともに平成こども塾丸太の家



長久手市里山基本計画（アクションプラン 2019~2023 年度）概要版  
2019（平成 31）年 3 月

編集・発行：長久手市 建設部 みどりの推進課

電話：0561-63-1111（代表）

ホームページ：<http://www.city.nagakute.lg.jp>